小値賀町議会第三回定例会は、平成十六年九月二十一日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員　十一名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　一名

十一番　黒崎政美

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長　山田憲道
助役　三浦清敏
収入役　神川清
教育長　巖充也
総務課長　大黒泰三
住民課長　谷良一
農林課長　松本充司
水産商工課長　筒井英敏
建設課長　中村敏章
税務課長　西村久之
診療所事務長　吉元勝信
空港管理事務所長　平野久之
教育次長　西浩三
農業委員会事務局長　福田等
保育所長　松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第三回定例会
平成十六年九月二十一日（火曜日）　午前十時零分　開　会

第　一　会議録署名議員指名（　土川重佳議員　・　小辻隆治郎議員　）
第　二　会　期　決　定
第　三　行　政　報　告
第　四　一　般　質　問
第　五　決議案第二号　小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票結果に関する決議案
第　六　報告第六号　平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社の決算報告について
第　七　報告第七号　財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
第　八　報告第八号　小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
第　九　議案第四九号　小値賀町立小中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案
第　十　議案第六四号　小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
第十一　議案第六五号　町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第十二　議案第六六号　教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
第十三　議案第五〇号　長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
第十四　議案第五一号　長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
第十五　議案第五二号　平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）

第十六　議案第六七号　小値賀町教育委員会委員任命の同意について

第十七　議案第六八号　小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

午前十時零分開会

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十一名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十六年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、二番・土川重佳議員、三番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十四日までの四日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十四日までの四日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道）　皆さん、おはようございます。

町　　長

本日、ここに、平成十六年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

八月から九月にかけて三度にわたり、小値賀に接近する台風が襲来いたしました。幸いにして最小限の被害であったことで、ひと安堵いたしておりますが、被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

なお、今回の補正予算に災害復旧のための予算を計上させていただいております。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

今年度の普通交付税は、算定会議が去る七月六日に行なわれ、交付額は、十七億五千二百十二万八千円となっております。この交付額は、昨年度に比べ、八千九百三十九万八千円、四・九％の減少で、四年連続の減額となりました。本年度も前年度に引き続き段階補正の見直し、補正係数の削減等よるものでございます。

人事院は、去る八月六日に国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告いたしました。本年度は、昭和三十五年に現行の勧告方式を導入して以来、初めて月例給と特別給の双方について、給与水準の改定を行なわないこととした結果、六年ぶりに前年の水準が維持されることになりました。

七月は、参議院議員通常選挙が行われ、期日前投票制度の創設が昨年施行されてから、初めての期日前投票が実施されました。

また、八月には、佐世保市・宇久町と合併の是非を問う小値賀町の住民投票が行われ、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

住民課関係について申し上げます。

平成十五年度より敬老の日は、九月の第三月曜日と定められましたが、今年の敬老会は、笛吹地区が十二日、納島地区が十五日、浜津地区が十九日、その他の地区が二十日と分かれて開催されました。お祝いに招待されたお年寄りの方は、昨年より二十八名増えて千百三名でしたが、地区会長さんや婦人会の方々のご協力で楽しいひと時を過ごされたようです。

なお、当町における最高齢者は百三歳で、百歳以上の方が三名おられます。

保健係では、七月一日から三十一日までの間の十四日間、生活習慣病健診を実施しました。長崎県の健診船「しーぼると号」が廃止となった影響等もあり、昨年に比較し若干少なくなっておりますが、五百八十八名の方が受診されております。都合などで受診できなかった方を対象に、九月一日から来年一月末までの予定で、町立診療所で施設健診を実施いたしており、現在のところ、昨年を上回る申し込みがあっております。更に、糖尿病教室・肥満教室の開設や、循環器系疾患の予防対策としての家庭血圧測定事業を、国保モデル事業として取り組んでおります。

また、国の少子化対策事業と合せて、母子保健事業についても各種事業を推進いたしております。

農林課関係について申し上げます。

今年の上半期は、昨年とは反対に気象条件に恵まれたため、農作物は順調に生育し、全国的に生産過剰となり、野菜等は値崩れをおこす市況となりました。しかし、盆過ぎからは相次ぐ台風の襲来で、秋作野菜や農業用施設に被害を被りました。

台風被害については、農産物被害額で一千百九十六万一千円、ハウス施設被害二百二十万九千円、防風林柵被害百万円、農地・農業用施設十五ヶ所、一千八百万円、合わせて二千三百十七万円の被害額となりました。

水稲については、天候に恵まれたため順調に生育し、ライスセンターへの集荷数量は、六千六百五袋と、昨年と比べ二千七百九十一袋の増量となりましたが、品質は充実不足、台風被害を避けるための早刈りによる乳白等により一等米は二千五百九十袋で、出荷数量全体の三九％でした。

次に、九月四日に開設された子牛せり市では、八十八頭の取り引きが行われ、総平均で四十五万五千六十八円、前回、六月子牛せり市より二万四千百二十三円の高値でした。なお、去勢牛の平均価格四十万円以上は、平成十四年十二月子牛せり市から続いております。

堆肥製造施設有機センターにおいては、原料堆肥の水分調整に長期間を要しましたが、ようやく秋作用として八月より堆肥の供給を開始しました。今回は、準備の都合で、バラ、フレコンだけの販売とし、八月末までの注文者は五十二名で、販売量は六十八・四トンでした。今後は、町内における循環型農業の展開のため、袋詰での販売や、水田用の販売、散布作業の受託などを行っていきたいと思います。

担い手公社におきましては、育苗事業としてブロッコリー苗十ヘクタール分、メロン苗一ヘクタール分、トマト苗〇・四

ヘクタール分の供給を行いました。また、研修事業として、研修用ハウスにおいてシシトウの栽培を実施しました。

水産商工課関係について申し上げます。

漁村コミュニティ基盤整備事業で、昨年八月二十四日から整備を進めておりました、「小値賀港ターミナルビル」は、議会のお力添えもいただき、去る九月一日に供用を開始いたしております。小値賀漁港における旅客船・貨物船と、漁船との輻輳化の解消や機能の分担、また、生活環境の向上、余暇機能の向上効果、更には、小値賀の玄関口として他町との交流促進などに期待いたしております。

恒例となっておりますペーロン大会、夏祭り大会、ファミリーあじ釣り大会に対し、漁協小発動青年部・商工会青年部・観光協会などが、小値賀町活性化のため、多大なご協力をいただきました。

建設課関係について申し上げます。

県道小値賀循環線の、役場東側から診療所付近までの区間は、車道幅員が狭く、園児、学童の通園・通学時は、大型車両等で大変危険な状況にあり、また、落石等による事故も心配されておりましたが、陳情の結果、平成十六年度に本地区の改良工事が採択され、歩道と車道の改良工事に着手の見込みがついております。本年度は、用地買収、測量等が主な事業内容でございますが、平成十七年度末には、二メートル幅員の歩道と二車線の車道が完成の予定でございます。

公共下水道関係については、丘町地区が供用開始しております。その他の地区についても、本年度末には、黒島地区を除いた全地区が供用出来る予定でございます。また、浜津地区についても、順調に進捗しており、本年度末には、浜津前目地区が供用開始の予定でございます。

教育委員会関係について申し上げます。

九月に入りましたが、夏休み期間中、子供達に大きな事故や病気もなく、元気で二学期を迎え、日々勉強にスポーツにとがんばっているところでございます。

昨年の、長崎市での痛ましい事件以降、「命を大切にし、他人を思いやる心豊かな子供」の育成をめざし、県下一斉に七月一日から七日までの一週間、学校を保護者や地域住民に解放し、「長崎っ子の心を見つめる」教育週間を実施しました。当町の小中学校においても、期間中、「一日授業参観、道徳授業公開や育成会の方々と一緒に七夕作り」、全体会としての教育講演会の開催など、地域全体で子供達と身近に接することが出来たことは、有意義なものであったと思います。今後も引

き続き地域ぐるみで子供達に積極的に接し、「たくましく、そして、優しい心を持つ小値賀っ子」の育成に取り組んでいきたいと考えております。

中高一貫教育実践事業の一環として、中高合同による海浜清掃を七月十六日に実施。また、今月二十六日には、合同体育祭を予定しています。

小値賀小学校及び小値賀中学校のトイレの簡易水洗化への改修工事は、夏休み期間中に完了しております。

第三十七回青少年キャンプを、七月十七日から十九日までの三日間、野崎学塾村で実施しました。今年は、小学三年生からを参加対象としたため、五十名の参加者がありました。三日間好天に恵まれた炎天下の下、子供達は元気に海水浴、登山や飯ごう炊飯等共同生活、自主活動を体験し、たくましい小値賀っ子に育ってほしいと願っております。

第三十二回長崎県少年合唱団合同演奏会が、七月二十五日、長崎市で、県内十九のグループが参加して行なわれました。小値賀からも小学生三十二名が参加し、日頃練習してきた歌を堂々と発表してきました。

八月八日には、第四十回少年少女スポーツ大会が実施されました。ソフトボール七チーム、バドミントン八チームが参加し、熱戦を繰り広げました。

九月五日には、宇久小値賀球技大会が宇久町において実施されました。野球、ソフトボール、婦人バレーボール、ソフトテニスの四競技を行い、スポーツを通して両町の交流親睦を図ってきました。

九月十一日・十二日の二日間にわたり、第三十九回郡民体育大会が世知原町を主会場として実施されました。北松地域においても市町村合併が模索されており、今年が従来の規模での最後の大会となり、当町も六競技七十名余りの選手が参加しております。

図書館は、今年、創立十周年を迎え、それを記念して各種の記念事業を実施しております。七月三十一日から八月十四日までの間、「米倉健史」作の「キルティングアート絵本原画展」を開催し、三百名を超える方が来場されました。また、当町出身者である漫画家の小田悦望氏による「似顔絵・漫画教室」も小学生を中心に中学生・保護者を含め、四十名の参加者がありました。斑出身者で東京在住の木戸初吉氏の、第三回書道展は、台風十八号の影響で多少準備等に時間を要しましたが、九月八日から十二日まで実施することができ、展示された作品は当町に寄贈していただいております。

町内の遺跡発掘調査として、前方湾及び前方湾周辺の海域・海底調査を、八月二十一日から二十七日まで実施され、調査

は九州・沖縄水中考古学協会の会員の方を中心に十五名で行ないました。今回の調査から、碇石や十二～十三世紀の中国の焼き物が発見され、古代から中世にかけて、中国及び東南アジアと日本との貿易に関する貴重な資料を得る事が出来ました。この調査は、三年計画の初年度となりますので、今後の調査でより詳細なものにしていきたいと思っております。

幼稚園では、平成十七年四月を目途に幼稚園・保育所の統合を目指して準備を進めております。そのための検討委員会を設置し、七月二十日に第二回の検討委員会を開催いたしました。今後も保護者の意見、要望などをお聞きし、スムーズに意向が出来るよう取り組んでまいります。

診療所について申し上げます。

長崎県離島・へき地医療支援センターからの派遣医師が八月一日で交代いたしております。今度の立川医師は、外科が専門で、平成十八年三月まで勤務いたします。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算でありますが、今回の補正は、普通交付税の額の決定、人事異動等による人件費の増減、その他急を要する事業費について計上いたしております。

今回の補正額は、四千八百万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十一億二千二百五十万円であり、前年同期の予算に比べ、六億二千九百五十万円の減となっております。特別会計は、国保会計他五会計で、補正額は六千九百二十八万四千円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

『平成十五年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定』につきましては、決算審査を七月二十日から三十日まで実施していただきました。監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付して、ご提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案二十件、認定一件、報告三件の合計二十四件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終ります。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之）　私は、中山間地域直接支払制度について町長にお伺いをいたします。

農林統計によると、全国の農業地域を都市的地域、平地農業地域、中間農業地域と山間農業地域の四地域に分類し、この内、中間農業地域と山間農業地域とを合わせた中山間地域は、平野の外縁部から山間地域に至るまでの地域で、国土面積の約七割を占め、総人口の約一四％が居住する地域であり、耕地面積、農業就業人口、農業粗生産額のいずれも、全国の約四割を占めるなど、我が国の農業の重要な部分を担っております。

また、農業センサスにより、中山間地域の基幹的農業従事者、所謂、販売農家を占める六十五歳以上の高齢者の割合では、平成十二年には五五・二％に達しており、平成二年から平成十二年までの十年間で約二倍になるなど、農業労働力の高齢化が進行し、中山間地域は、過疎化や高齢化等、現代の農村が抱える問題が最も現われている地域であります。

このため、中山間地域において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するという観点から、平成十二年から平成十六年の五年間で取り組むべき事項や目標等を定めた集落協定等を締結し、それに基づき、農業生産活動等を継続する場合に、平地地域との生産条件の格差を補填する制度である「中山間地域直接支払制度」が今年で最終年度になっております。

この制度の果す役割の大きさは計り知れないものであり、本町の農業振興の中で、農地・農道・水路など、農業の持つ他面的機能が守られ、保全されてきたことを、国、県に強く要望するとともに、国全体のこととして継続を願って止みません。

そこで、この中山間地域直接支払制度が、来年度以降においても継続の可能性があるのか、町長にお伺いをいたします。

次に、担い手公社は、平成十二年度に事業計画を策定し、農地保全管理及び生産事業と堆肥センターの建設、原料の確保等、運営、管理事業を掲げ、平成十三年度より本格的に公社活動を行い、農業振興対策として、基盤整備後の土地利用型農業の農

地集積の促進、新規作物の導入、研修生の育成等を行ない、平成十六年度には、担い手公社の特色となるべく環境保全型農業の取り組みを行ない、主に土作りを主体に有機物の投入、化学農薬の削減、化学肥料の減肥等を行うとしております。

また、堆肥製造施設の設置目的として、「安全、安心な農作物の生産」のため、良質有機堆肥の施用により、減農薬、低化学肥料による自然循環型農業の促進を図り、家畜糞、野草、生ゴミの有機資源の有効活用によって農用地の土作りと地球環境の保全を図るとしており、両施設ともに環境にやさしい自然循環型農業を目指しております。

これからの本町の農業を考えたとき、「安全、安心な農作物の生産」に向けて、担い手公社と有機センターを統合した方がより効率的な運営・管理が出来ると思いますが、町長の考えをお伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わりますが、再質問があれば自席にて行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　中山間地域直接支払制度についてということで、お答えいたします。

ご存知のように、農用地等は農業生産活動を通じ、国土の保全・水源かん養・良好な景観の形成等、多面的機能を発揮し、国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られております。

しかしながら、これらの中山間地域においては、高齢化が進行する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されます。

そのため、国においては、中山間地域等に適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産条件に関する不利益性を補正するための支援として、平成十二年度から中山間地域直接支払制度を実施し、本年度で五年間の事業期間が切れることになっております。

本町においての中山間直接支払制度への取り組みは、五地区、参加農家数八十五戸、面積二十五ヘクタールにおいて集落協定が締結され、明確な管理体制の元、各地区において、集落協定に基づいた活動として、農用地、用排水路、道路等の維持管理など、多面的機能を増進する活動が展開され、百九十二万二千六百五十一円の交付金が支払われております。

議員ご指摘のとおり、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の増進において、この制度の役割は大きいものと認識いたしており、事業の継続を強く要望いたすものであります。

国の平成十七年度予算概算要求にあたり、農業関係では、「中山間地域等直接支払制度」の取扱いが焦点となっております。本制度を検証してきた農水省の第三者検討会において、耕作放棄地の発生を防ぎ、集落の活性化につながる等、政策効果が高いとする報告書がまとめられ、これを踏まえて農水省は、来年度以降の継続を決め、概算要求に盛り込むとのことであります。事業期間は、これまでと同じ五年間とする方向で、制度の骨格は変えないが、集落営農による担い手育成の活動を促す仕組みに見直すとのことであります。

今後、財務省と農水省の予算折衝に委ねられることになりますが、事業継続の方向で進むことは間違いないと考えております。事業が継続される場合においては、今期、対象農用地であっても集落協定ができずに活動をしていない地区がありますし、また、高齢化率、耕作放棄率の要件において対象にならない地区もありましたが、次期対策からは、基礎となる農林業センサスのデータも、平成七年度から平成十二年度のものに変えられますので、該当する地区も新たに出てくるものと考えられます。事業の推進により耕作放棄地の防止に今後とも努めてまいります。

次に二点目の、担い手公社と有機センターの統合についてでございますが、おぢか有機センターは、ご存知のように、畑総事業において、農業集落環境改善施設として整備され、平成十四年十一月より管理人二名を雇用、畜産農家と耕作農家の連携強化による良質有機堆肥の生産を目指し、稼動を開始いたしました。

主な原料である牛糞の水分含量が高く、戻し堆肥の生産に時間を要しましたが、秋に作付けする農作物の準備に入る八月初めから供給を開始し、現在までに五十二名の方々に、六十八・四トンの堆肥の供給を行いました。今後も需要に応じて安定的な供給体制を確立していくようにしております。

畑総事業で整備された堆肥製造施設は、事業完了後、長崎県から町に財産譲渡され、町は、小値賀土地改良区にその管理運営を委託いたしております。委託している主な理由は、この施設が畑総事業において整備された施設であること、区画整理で整備した圃場の土づくりが早急に必要であること等であります。

土地改良区では、理事長を会長とする堆肥製造施設運営協議会を設立し、より効率的な管理運営について協議していただいており、人件費を含め年間約八百万円の維持管理費を必要としております。土地改良区は、土地改良法において、土地改良事業を行うために設立され、法人格を有する団体であり、主な業務は、地区内の土地改良事業の実施や土地改良施設の維持管理等となっており、堆肥製造施設の管理運営を行っている改良区は、長崎県にはありませんし、全国的にも少ないと思

っております。

一方、小値賀町担い手公社においては、現在、担い手の育成、確保を主にした業務を展開しておりますが、業務計画の中には、農業振興部門として、堆肥センターの運営・管理事業を掲げております。平成十六年度事業計画においても、「良質有機堆肥利用による循環型農業展開の支援」を掲げておりますが、堆肥製造施設の管理運営までとなると、現在は、まだその体制が整っていない状況にあります。

しかし、ＢＳＥや高原性鳥インフルエンザの発生等、食の安全・安心を揺るがす事態により、生産・流通履歴を追及するトレーサビリティー制度の実践が消費者から強く求められ、生産履歴書の添付は産地の条件となってきており、各産地においては、既に実践されているところも多くあります。

本町におけるアスパラガス生産部会も、エコファーマーの認定を受け、有機堆肥十アール当り、十トンの投入により、生産を行っており、今後、産地においては、環境保全、自然循環型農業の展開が必要となり、これらの促進を図るには、堆肥製造施設、有機センターと担い手公社との連携により効率的であることは、議員ご指摘のとおりであると考えております。

八月から担い手公社の事務所も元畑総事業所の建物に移し、土地改良区と同じ事務所となりましたので、できるだけ早く土地改良区と担い手公社を連携した体制で、土地改良施設の維持管理や担い手公社業務を推進していきたいと思いますので、土地改良区理事会や担い手公社理事会において、有機センターの管理運営を担い手公社に移管するようにお諮りしたいと考えております。

ただ、堆肥製造施設の設置については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、肥料取締法による届け出が必要で、既に土地改良区での管理運営ということで認可をいただいておりますので、変更申請、認可に期間を要することになります。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　この中山間地域直接支払制度について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、農水省と財務省の概算要求の中で盛り込まれるということでしたけども、私の調べによるとですね、農水省の石原事務次官が八月二十三日の会見で語っております。

「来年度以降も継続を考えている中山間地域等直接支払制度について、基本的な仕組みは維持しつつも、今後は協定の中

で集落の将来像を明確にすることを条件付ける意向を明らかにしており、五年間でどう対応するかをはっきり位置付けてほしい。」と語っております。そのことを考えてもですね、まず継続は間違いないのではないかと私は思っております。

そこで、継続になった場合、本町において平成十四年度にこの直接支払制度においては苦い経験がありました。それに伴って高齢化率、並びに耕作放棄率の算定にはですね、十分な検討をしていただきたいと思っております。

そこで、先ほどの説明の中にありましたけども、制度化の当初はですね、九つの地区の集落協定が結ばれておりましたけども、現在では五地区の集落となっておりますけども、もう少し詳しい資料をですね、内容の説明を再度お伺いしたいと思います。

そこで、これも継続になった場合、集落協定の中で、集落営農で行くのか、それとも個別の農家に利用権を集積するのか、それとまた、法人化を図るなどといったようなですね、将来の考え方についてもどのように考えているのか、お伺いをいたします。

それから、担い手公社と堆肥製造施設について、お伺いをいたします。

この現にある「有機センター」と呼ばしてもらいますけども、有機センターは土地改良区の中での管理運営を行う認可をいただいていると、先ほどの説明にもありましたけども、この担い手公社とですね、土地改良区の理事会を早急に開いてもらって、そして協議をしていってですね、いろんな課題があると思いますけども、事務的な手続きなども含めて十分な協議をしてですね、私の考えとしては、来年の四月までには何とか統合を目指してもらえないかということを思っております。

一応の事務的な手続きをありますけども、そのようなことを考えた中で、正式な認可はいつ頃と考えておるのかも、お伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

今の、中山間地域で今後とも五カ年間をですね、継続してやるということでございますが、今、五ヶ所やっておりますが、このあとの九箇所とかなんとかにつきましてはですね、ちょっと担当課長の方から詳しいことは述べさせていただきます。

それから、担い手公社と有機センターの統合につきましても、今、元畑総事務所で一緒にですね、三つが事務をやっております。

そういうことで、各総代会、いろいろですね、毎年五月にですね、やってるという関係で、今年の内にまとめて、来年の四月からというのはちょっと無理な状態でありますので、よく理事長さんたちともよく相談しながらですね、十八年の四月を目途にですね、やりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。

まず、現在、中山間支払いを受けている五地区の内容ですけども、議員の方から申し上げましたように、制度化の当初は、五地区と以外に九地区交付金を交付いたしておりました。

その地区は、浜津・中村・唐見崎・尾又であります。これにつきましては、耕作放棄率、水田八％以上、畑で一五％以上、それから高齢化率が四〇％以上と、この要件をクリアして初めて交付金の対象になるわけですけど、ご存知のように、平成七年度農林業センサスの数値の取り方に不手際がありまして、結果的に対象外になったということでありまして、次期対策におきましては、このようなことがないように十分に注意して行きたいというふうに思っております。

それから、現在交付を受けている五地区の内容ですけども、大島地区におきまして、水田急傾斜地ということで二万一千三百五十一平方メートル、それから大浦地区、木場の戸越地区、それから前方後目地区、笛吹在地区においては、水田の緩傾斜地ということで、十四万九千二百六十四平方メートル、それから畑におきましては、前方後目地区でありまして、前方後目地区が高齢化率、それから耕作放棄率共にこの要件をクリアするということで、八万五平方メートル、合わせて五集落協定地区で、二十五万六百七十平方メートル、約二十五ヘクタールとなっております。

交付金は、水田急傾斜地におきまして、反当り二万一千円、それから水田緩傾斜地におきまして、反当り八千円、それから、畑における高齢化、耕作放棄率に係るものについては、反当り三千五百円となっておりまして、合わせて百九十二万二千六百五十一円が交付金として支払われております。

なお、対象地の要件につきましては、水田急傾斜地におきましては、二十分の一以上、緩傾斜地におきましては、百分の一以上二十分の一未満、耕作放棄率、水田では八％以上、畑では一五％以上、高齢化率九〇％以上というふうな要件になっておりまして、次期対策においても基本的にこの交付の要件、対象地の要件については変わらないというふうな情報であります。

次に、集落協定の中での集落営農の将来像についてということでありますけど、現在の集落協定におきましては、集落内の生産性の向上や担い手育成に向けた取り組みが弱いということが指摘されておりますので、集落営農の育成などを通じて担い手確保の取り組みを強化して行きたいというふうに考えております。

具体的には、多面的機能を維持する活動の積極的な推進に加えて、新規就農者、それから担い手がこれからの地域の農地を規模拡大する場合には加算金制度もありますので、これらの活用、それから他の集落との連携強化、それから、集落協定に目指す集落営農の将来像も盛り込んでいくなどを取り組んで行きたいというふうに考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　大変詳しい説明をしていただきました。ありがとうございます。

次に、私はですね、先ほど、町長からの説明にもありましたけども、担い手と有機センターの統合については、まあ大体目途として平成十八年の四月頃というようにお聞きしましたけども・・・。

そこで、私は、何故この統合を考えたかと言いますと、この担い手公社も、そして有機センターもですね、本町の農業振興には大変大きな事業であるし、また住民の皆さんもですね、農業の皆さんも大変期待をしておりますので、先ほどの、堆肥センターの施設の中のですね、目的にも「安全、安心な有機肥料による小値賀の農産物」としてと書いてあります。

そのようなことを思ってですね、私は、この農業振興にですね、農業品目の生産の向上を図って、そしてまた尚更、ブランド化によってですね、販売能力を高めてもらいたいと思っております。

答弁は結構ですので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝）　三番・小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎）　まず、一点目として、役場職員の給与の在り方についてお伺いします。

最近、住民の間からですね、役場職員の給与が高すぎるんじゃないかと、そういう不満が随分聞かれます。

また、私も、職員給与に対して町長がどういうお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

ご承知のように、先の住民投票において、住民の多数は『自律』の方向でという結論を出しました。

そして、その前の統一選挙時の町長選においても、町長は「合併をしない」ということで住民の支持を得たわけです。

そういう理由から、現在、行財政改革を行ってきているわけですけども、その中で、自らの給与を下げ、そして特別職、各種委員の報酬、旅費規程、補助金等、見直しをして実施してきております。これらの改革は、内容はともかくとしても、評価されるべきではないかと考えております。

ところが、現在、小値賀町で唯一最大の雇用の場所である『役場』、その職員の給与については、まだ何ら手付かずの状態になっております。

町民が自律を選択した今、役場職員も聖域でないことは明白であります。『自律イコール行財政改革』という問題の中で、役場の職員給与にどういうお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

次に、二点目として。

地域の活性化につながる「特産品」係、これはネーミングは別にいいんですけども、そういうものの創設の提案についてお伺いします。

地域の活性化と行財政改革は、いわば、自律のための車の両輪だと考えております。地域の活性化なくして小値賀町の再生はあり得ない。従来、公共事業が自治体活性化の大きな手段でありました。しかし、国、県も多額の借金のため、従来のように公共事業を増やして現状を活性化する政策を実施することは困難になってきております。

すなわち、国、県から自然的にお金が下りてくるような仕組みが崩壊して、限られた予算の中で自助努力をしながら、地域を活性化する方向が次第に明らかになってきております。地方分権時代の自治体運営は、国、県任せでなく、自分たちの頭でいかに効率的に、いかに活き活きした地域を作るか、そして首長の専権事項ではなくて、行政及び地域住民が一体となって進めていくべきものに変化してきておりますし、小値賀町も従来のような考え方を捨てるべき時期にきております。

そこで、活性化の一手段として、役場の中に「特産品」係の新設を提案したいと思います。

特産品係とは、既存の特産品の販売、そして改良、特産品の新規創造・販売、この一連の仕事に対して補完的な役割をもつ部署と、私は位置付けております。

近い将来、役場機構の改革を執行部の方でお考えであれば、この件も十分考慮に入れてもらえればと考えます。

町長のお考えを伺います。

再質問は、自席から行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　役場職員の給与のあり方についてお答えいたします。

当町の行政職（一）の職員に例をとって申し上げますが、平均年齢四十二・五歳で、平均給料月額三十万九千八百五十円となっております。

確かに、町内の職場、農協・漁協等と比べますと、議員のご質問のとおりかと思われます。

しかし、当町の給与措置は、人事院勧告どおりに適正に行っており、わたり運用や特別昇給などもやっておらず、他の自治体と比べても適正化に努めております。

また、国家公務員の給与を百とした場合の、地方公務員の給与水準を指数で示す『ラスパイレス指数』は、平成十五年で九〇・五（％）となっており、長崎県下の自治体では二番目に低い方になっており、当町職員の給料は特段に高いとは考えておりません。

本年度の『ラスパイレス指数』は八〇台までに下がることが見込まれており、職員には他の町村と比べて安い給料ではありますが、町づくりのため、最大限努力をしていただかなければならないと考えております。

小値賀町が単独でやって行くには、あらゆる分野で経費の削減を行わなければならないと考えております。

給与実態調査などで、見直しの指摘をされている項目がありますので、これらを含め、職員とよく話し合い、削減できるものは削減し、見直しをやっていきたいと考えております。

次に、「特産品」係の創設についてお答えいたします。

現在、地域の活性化対策の一環として、役場内のプロジェクトチームの中で考えておりました、「地元味噌」を特産品として、また地産地消の推進として、地元で美味しい手作り味噌の体験教室を経験者の指導のもとで行っております。

従来、特産品については、農産物・水産物とそれぞれの担当する課が関わってきております。

小辻議員は、特産品の係の創設のための専属の人員の配置をできないかということでございますが、現在の状況の中で、特産品を扱うだけの係を作るということは財政上厳しいものがございます。

今後、考えております行政改革の中で、行政システムを検討し、課の統廃合、各係の業務の見直しを行ない、町づくり推進のための係の中で対処したいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　まず、今、ご答弁のあった『ラスパイレス指数』が九〇・五、確かにこれは私も承知しております。

そして、他の同じ県内の町村に比べても随分低いということは解かっております。

しかし、住民から何でこういう不満が出るのか、ひとつ考えてもらいたい。果して給与が高いのかということです。確かに今言うたように、他の町村に比べれば低いと考えられます。

しかし、管理職と非管理職と区別した場合、管理職の給与は、級数の高い人の給与を見てみますと、町民の所得から比べれば、その格差が大分あります。したがって、そういうところから恐らく不満が出てきてるんだろうと考えます。

人事院勧告にありますように、今からいろんな手でその削減を図っていくということが必要になるかと思います。

例えば、五十五歳以上の給料を上げない、退職時の二号給も廃止にするというような、そして管理職手当もどうかすると、そういうな形でいろんな対策を執っていってもいいんじゃないかと私は考えます。

しかし、もう一点ですね、重要なところが別にあるんじゃないかと私は考えております。

福島県の矢祭町では、『フレックスタイム制』、これは窓口業務を朝七時半から夕方六時四十五分まで延長し、休日も窓口を開けて、各種証明書の発行、税・料金の収納業務を行ってます。また、『出張役場制度』、これは役場職員の自宅で手続きができる制度で、いずれも住民の目から見た『利便性』、高齢者に対する『配慮』、こういうことを考えた制度であります。

私は何もね、「他の町村の真似をしろ」と言うわけではありません。要するに、住民サイドに立った政策を執ることが、今回のような給与が高いとかなんとか、私はそれはひとつの方法だろうと思います。

住民の真意は、住民の立場に立った、住民と役場の職員と少し乖離した状態になっているんじゃないかと思います。それを解消することは、そういう今、矢祭町の例を挙げましたけども、そういう住民サイドに立った政策を行うことではないかと考えます。

また、今回、住民投票の結果、役場職員が自分たちの常識の範囲内で、その結果に対して応えてもらえるよう、ほんとに私個人としても切に望みます。なんのための『自律』の住民投票であったか、その辺をよく熟慮の上、ひとつ判断してもら

いたいと思います。

次に、二点目の、特産品係の創設ですけれども、『小値賀株式会社』、そういう言葉があります。これは町長も度々言う言葉です。これは、小値賀町の役場をひとつの会社と見立てて言うんだろうと思いますけれども…。

まず、役場の最大の仕事と言えば、公共サービス、これはもう絶対にぬかしてはならない大前提ありますけども、今後、自律して地域の活性化を図るためには、役場としてどういう政策を持って行くべきか、私は切にその辺、出身が商売人だもんですから、非常に考えるわけです。

そいで、町内の企業、企業と言うか、いろいろ商売している人がおります。その人たちの活性化を図るために、役場内にそういう専属的な人を設ける。今後、そういう今までの役場の枠を一歩離れた形でやることも、今後の自律した経営ですね、経営的感覚でやらなければならないんじゃないかと、私は考えております。

そういう意味で、まあ今の人員的にちょっと無理ではないかというお答えでしたけども、寧ろ、積極的に打っていくことが、小値賀町が今後自律し、そして役場職員もまたそれによって活気付きます。

それで若者も恐らく帰って来るでしょう…。

雇用の場の増加、そして引いては自主財源の増加にもつながると考えられます。

できるだけ、そういう考え方をもってですね、会社的、企業的な考えで、自分の町を起こすという意味でですね、ひとつそういう意味から、そういうものの創設を私切に望んでおります。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

給与の方につきましては、当然、今後とも段階を踏まえてですね、やらなければならないとは思っておりますが、まずは、五十五歳昇給停止、それから退職時の二号給アップの、そういうのは止めるということでですね、勧奨条例はそのまま残したいと考えております。

それから、管理職手当のカットというのも、一応、職員会の方とですね、よく話し合いながら、十二月の議会ぐらいからはですね、是非出したいと。それから、特勤手当の廃止、いろいろとまだしなければならないことがたくさんございますが、順次ですね、やりたいと考えております。

それから、今、小値賀町株式会社というのは、私は町長じゃなくて、小値賀町株式会社の社長だということで、年齢が多いから給料が高いというようなやり方は、もう止めようと。やはり能率給であるべきだと。そいで、町の職員をもう少し活性化したいというふうには考えております。

そういうことで、今後とも、プロジェクトの方がですね、もう少ししたら結論が出ます。

そのときに、行政改革、それから先ほど言われております『塩』、それから『味噌工場』とか、それからいろいろのこともですね、漁協とか農協と一緒に話し合いながらですね、前向きに検討したいと思っておりますので、今しばらくの間時間をよろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　住民投票で『自律』ということの結果が出た結果で、私、この質問をしてるわけなんですけども・・・。

ただ、職員の給与についてはですね、就業意欲をそがないような形では私も考えておるんです。ただ、やはり、自律ということになれば、自分のやっぱり少し身は削らんばいかんやろうと、そういうことです。

若い役場の職員が、最近、自律意識が目覚めたというか、自律意識の表れと思いますけども、挨拶もよくするし、そしてボランティアも結構出とるように見受けます。

そういう意味で、段々段々、芽生えてきとると思います。なお一層ですね、それが全体に広がるような、ひとつやり方でやっていってほしいと、行政の方はやっていってほしいと思います。

そいで、一応、小値賀株式会社も今後自律するために何が必要なのか、ひとつ執行部にあっては、よく検討の上、考えてもらいたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　私は、役場の若手の給料なんかは最後の最後に手を入れるべきであって、まず、私たちの給料とか、それから管理職手当の削減とか、特勤手当、それから、まだいろいろありますけれども、まず上の方からしながら、あとですね、若手なんかでも、「小値賀で仕事が残れるなら、給料は下げてもいいですよ。」という職員が確かにおります。

それは、最後の最後の問題であろうと思っておりますので、そういうことで、どうしてもやり切れないと言いますか、「厳

しいな」と思った場合には、それは私の方からですね、お願いをするということで、ご理解をいただければと思っております。

議長（近藤一輝）　十番・立石隆教議員

十番（立石隆教）　私は、地域経済政策の大幅な転換について町長にお伺いをいたします。

先ほどの、小辻議員と若干重複する内容ですけれども、私の基本的な姿勢は、大きな観点から町長の基本姿勢を伺うものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昭和三十年代からの高度経済成長の時代は、毎年税収が上がる右肩上がりの時代で、バブルの崩壊まで続きました。その間、政府、日本各地の自治体の多くは潤沢な財政に支えられインフラ整備に精を出し、日本全体の社会基盤の整備は格段に進みました。特に遅れがちな離島も、離島振興法の制定も相まって本土並みの社会基盤整備のため優遇処置が施され、目を見張るほどのインフラ整備がなされるに至りました。

その時代は、公共事業花盛りの時代でした。地域の経済という観点からも、公共事業依存体質とでもいえるほど、どっぷりと公共事業につかっており、公共事業がないと地域経済が維持されていかないという状況が地方の自治体の姿でした。ですから、当時の市町村長の仕事というのは、公共事業と補助金をいかに国からとってくるかということで、これができるのが優秀な首長だということであったのであります。

しかし、今や、時代は低経済成長の時代、税収も右肩上がりから、横ばい、地方では減少していく傾向を示しており、来るべき少子高齢化の時代を考えたとき、とうてい今までの行政のあり方ではやっていけない時代に入ってまいりました。ことの大小はあれども、全国のほとんどの地方自治体がこのままの体質ではやっていけないのです。大きな構造改革が必要です。小泉首相流に言えば、「地方自治体の構造改革なくして地域活性化は無し」ということになります。

市町村合併問題が全国的に喧しい昨今ですが、市町村合併そのものは構造改革ではなく、合併を期に抜本的な地方行政のあらゆる構造改革がなされることにこそ、合併の大きな意味があるのであります。合併を期にそれが十分に出来なかった場合、合併した市町村は、さらに大きな問題を抱えたまま野壺にはまっていくことになると私は考えております。

小値賀町においてもそのとおりです。この度、合併せず自律の道を進むという町の姿勢がはっきりしましたが、合併しないから今のままでと考えるなら、『小値賀町丸』は沈没します。単独の道を選択した以上、小値賀町の構造改革を断行しな

ければなりません。行政の効率化を図るためのシステムの見直し、成果を重視するための予算編成や予算制度の改革、議会のあり方や住民参加の問題、地域経済の活性化など、手をつけなければならない課題は山ほどあります。

こういう大変な時代に小値賀町の舵取りを任せられた者どうしとして、お互いにその業の深いことを感じざるを得ませんが、だからやりがいがあるというものであります。慎重にかつ大胆に改革を進めなければなりません。

そこで、今回は、地域経済施策に絞って町長の考えを伺います。

現在、ほぼ小値賀のインフラ整備はなされました。そのような中にあって特に近年では、さほど多くの住民が望むものでもないものでも公共事業を引っ張ってくるために計画し、実施するというようなことも見受けられてきました。箱物建設でも、後年の維持経費運営費などに対して十分な検討がなされないまま事業を遂行し、今になってその運営に頭を痛めるなどの状況も出てきました。また、町が企画している方法より、別の方法が支出を節約できると指摘しても、国や県の示した事業の方が、事業費が大きくて経済効果は大きいと判断するかのように、企画したものをそのまま押し切るという姿勢が見られたこともあったように感じております。

これらは、小値賀の第一次産業の振興に直接的にどれだけ効果を生み、生産者の所得が向上することにつながるかという綿密な計算や検討より、公共事業そのものによる経済の効果を重視してきたのでございます。つまり、従来は経済政策の柱は、公共事業そのものであったと私は考えております。

地方自治体の財政にとって、ここ数年でさらに厳しい状況になりました。山田町長は、経済政策について従来のやり方をどのように認識した上で、経済政策をどのように転換し、地域の力を最大限に生かした独自の地域活性化策、持続型の地域経済政策に取り組むつもりなのか、その基本姿勢と意気込みを伺いたいと思います。

これから特に小値賀町民が団結し、力を合わせて足腰の強い町作りに邁進しなければなりません。そういうとき、リーダーが示す方向が重要になります。小値賀町全体で取り組むため、町長は地域経済政策の具体的な方針を示すべきだと考えます。柱となる内容をどのように考えておられるのか。また、分かりやすく方針をまとめ、住民に提示することが必要ですが、そのようなことを準備しておられるのかどうかを伺います。

経済の活性化を考えるとき、投資的経費をどのように工面するかが大きな問題です。予算の制度改革や予算編成の見直しなどとも関連することでもありますが、従来のやり方では簡単に新たな投資的経費を生み出すことは難しい。

そこで、新たな観点からの資金調達や歳入の内容を見直すなどの工夫が必要になると考えます。今までは、新たな事業を計画するときは、国の補助金や地方債に頼る、即ち借金に頼るというワンパターンでしかなかったのですが、これからは他の方法で資金を作り出す工夫、即ち金を借りるから金を生み出す方法を考えていくという構造改革が必要だと考えます。すぐに具体化するには難しいものもあるかと思いますが、町長は、こういった新しい事業に取り組むための投資的経費を生み出す新しい手法を考えていくつもりはおありであるのかどうか伺います。もし、その構想をお持ちであれば、その一端でも伺いたいと思います。

「必要は発明の母とか」、「逆境は人を強くするとか」、の言葉がありますが、今まさに小値賀の置かれた立場は、逆境にあります。だからこそ、輝く将来に向けた思い切った手が打てるチャンスでもあると確信します。従来の考えにとらわれず、産業構造や就業構造を大きく変えることも視野に入れた大胆な経済政策を期待するものです。

そして、それに取り組む官民協働の小値賀作りが、今を生きている町民全員の生き甲斐となり、新しく生まれる小値賀町の姿を、子々孫々に胸をはってバトンタッチできる実感を共有したいと思うものであります。

私の質問事項は以上ですが、再質問があれば、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　地域経済政策の大幅な転換についてということで、お答えいたしたいと思います。

国内の経済が長期的に低迷し、地域経済へ深刻な影響を及ぼす中で、地域の経済は、好転の気配は見えない状況にあり、さらなる経済活性化対策が求められております。

小値賀町の産業構造をみると、第一次産業の漁業・農業が基幹産業であります。

従来、インフラ整備は地域の活性化のための手段でもあり、それにより公共事業へのウエイトは高く、投資的経費の増大により厳しい財政状況となっております。

しかしながら、地域の経済活性化対策については、一次産業である漁業・農業の活性が必要であると思います。漁業については、社会情勢の変化や輸入水産物の増大に伴い、魚価の低迷が続いている状況にあります。それらの施策として、自然石の投入による漁場作り、稚魚・稚貝の放流、藻場の回復などと、現在、ブランド化されている魚種の高値販路の拡大による収入の増加に取り組まなければなりません。

また、農業につきましては、畑総事業の完成により、畑地かんがい施設が整備され、施設、露地野菜の栽培が周年可能になるとともに、地産地消が可能であると考えております。現在、稼動しております有機センターの有効利用を図り、良質な有機堆肥の供給により、安心で安全な高品質の農産物の生産に期待がかかっております。一方、肉用牛の生産は大きなウエイトを占めており、重要な位置付けとして、増頭に向けて推進を図りたいと考えております。

なお、第一次産業のトータル的な活性化策の一つとして、安価なものに付加価値をつけるための加工場や、高価格で引き合いのできる販路の拡大を始め、商工会などとの連携を図った、地域協働型の新戦略を打ち出したいと考えております。

人や物が動くと、経済の活性化にもつながるように、国際音楽祭、野崎島の自然学校、エコミュージアム構想、小値賀オリジナリティの高いソフト事業展開がされており、さらにこれらの事業の拡大と新たな事業の創出によって、自然体験型アイランドツーリズムの推進を図りたいと考えております。

当然、これらの事業についても、農漁業、商工会の緊密な連携が必要であり、交流・連携・融和の促進を図りたいと考えております。

財政計画に示しましたとおり、経費の削減は大きな課題であり、費用対効果が現れない事業は、削減及び廃止の方向で進むこととなります。

議員ご質問の、新たな観点での歳入の見直しにつきましては、現在、農家が飼育している肉用牛をオーナー制度の導入により行なう方法。また、陸上施設による水産業養殖の土地の提供、その他に、『ふるさとおもいやり基金』の創設など、町外に目を向けた展開が考えられますので、今後も情報を集め、新たな財源の掘り起こしを目指したいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　ちょっと答弁もれがありますが、それは方針ですね。基本的な方針。

先ほど、小泉首相を例に挙げて「構造改革」っていうことを申し上げましたが、小泉首相は「骨太の方針」っていうものを出しました。結構、中身がなくて『丸投げ』って言われてますが、町長もですね、町民が「あ、この方向で町長は考えているんだ」ということを解かるように、少しその、「私が考えている小値賀の経済政策の方針はこれなんだ」ということを解かり易く纏めてですね、柱となるものをですね、それを示すということをやったらどうかと思うし、その内容を纏めてい

るのかどうか、やり方を考えているのかどうかっていうことについて答弁をお願いしたいと思います。

それから、私が伺いたいことは、もっと大きな観点からでございます。

従来の公共事業を中心とした経済政策があったということは、私は事実であったと思います。で、それは、それぞれの第一次産業のインフラ整備を成したということで、それなりの効果があったと私は思っております。しかし、それはですね、今までの経済政策、第一次産業に対する経済政策は、いわば間接的なものでありました。漁港を整備する、農道を整備する、っていうことをして効率化を図ろうということでありますが、それを利用して農業者や漁業者がどれだけ所得を上げるかっていうことは、それぞれの方々の努力次第ということでやってきたのだと、私は大きな括りの中では考えております。

そこで、町長に望みたいのは、私はこれから直接的な振興策をやるんだと、いうことを実は明言してほしいということです。間接的なインフラ整備等はもういいじゃないかと、これからやるべきことは直接的な振興策をやるんだと。

先ほど、具体的なことをちょっと申し述べたのは、私は纏めて言えばですね、そういうことではないのかと、これからやるべきことは直接的な振興策、もっと具体的に言うならば、農業者・漁業者、或いはもっと大きな意味では小値賀全体の就業者の所得を増やすということだと、そのことを直接的にやるんだということ、そして、雇用を増やすということだと、それを直接的にやることだと、間接的なことはもうほぼいいではないかという姿勢を実は明言してほしいということがあったわけであります。

したがいまして、これから小値賀町がやるべきことは、従来の、今までのやり方から、歴代の町長がやってきたのに、何で、これまで一所懸命優秀な町長があっても産業の活性化ができていかなかったか、何でこれから先もやっていけると言えるのか、っていうようなことに対してですね、それは違うんだと、中心的な政策が違ってるんだということ、これからやるべきことは直接的にそれをやるとすれば、今までの歴代の優秀な町長が取り組んだ姿勢とは違うんだということを示すことによって、これからの可能性をですね、町民が期待をもって受け入れるというような形にならなければ、合併をすることで何もかも萎縮してしまうということを私は払拭したいと思ってるんです。

寧ろ、非常に夢が描けるではないかと、いうことを町長は強く町民にアピールしてほしいと、いう思いがあったからであります。そのことについて、どのようにお考えかを更にお伺いをいたします。

それから、「人が動くこと」、「地産地消ということを考える」、これはまさに直接的な振興策ということでの考え方で

ありますが、地産地消を考えるときに、人が動かなければならないと、これは私も基本的には大賛成であります。

そして、『アイランドツーリズム』っていう考え方を示していただきましたが、まさに我々は『ブルーツーリズム』と『グリーンツーリズム』を有している、アイランドツーリズムを、これから柱に立てるべきだと私も考えておりますが、交流を重視するという姿勢はまさにその通り。しかし、何故交流を重視するのかっていうことも住民に解かり易くですね、産業の振興ということにおいて、何故これが必要なのかっていうことも明確に示す、方針として示すということを私はやってほしいと、いうふうに思っております。

それから、投資的経費でございますけれども、財政的に厳しくなるから何もかも歳出をですね、削減する、削減するということになっていきますと、「小値賀の将来は暗いな」というふうに考えがちであります。「いや、そうではないんだ」ということを示してほしい。それは何かと、今までの歳入だけで、今までの歳入のあり方だけ、それは何かと言うと、県から国からのお世話になるだけのことで財政の歳入を考えていたんでは、これから先、お先真っ暗であります。そうではなくて、新しい事業を展開するときに、別の方法を考えていく。

先ほど、『オーナー制』とか、『おもいやり基金』の考え方、それから雇用を拡大するためにいろんな養殖の関係とかですね、小値賀町にあった産業、或いは企業を引っ張ってくるための、土地の提供とか、そういうな形で、いわば「ひとの褌で相撲を執る」っていうやり方も検討したいという意味合いだったと思いますが、そうしたこともですね、非常に重要なポイントであります。ですから、今までの歳入の中でそれを出していく。それは無理だろうという話でありますから、そうではない、別の考え方をもってくるんだと、いうことも是非町民に示す方針の中には、私は入れて提示すべきではあるというふうに思います。

そして、その投資的経費の考え方、所謂、新しい事業に対して、どうやってそのお金を工面していくかっていうことについては、新しい方向性とすればですね、今、徐々にですが、各地で起こりつつある『地域通貨』の考え方っていうのも、非常に大きな問題だと思っております。これは、小値賀みたいな限られた所であれば、非常に有効だと考えております。これを自治体が中心になってやるっていう所は、全国的にもあまり例はありません。小さなグループがやるという所はたくさん見られてきておりますが、そうしたこともですね、考えてみる。お金がなくてもお金を生み出していく、借りるしか方法がなかったものがお金を作り出していくというようなことが、考えられる可能性としてこの地域通貨はあるというふうに思っ

ております。問題はいろいろあるかとは思いますが、そうしたことも是非お考えをいただいて、今までと違ったお金の工面の仕方、投資的経費をどうやって出すかっていう方法は他にもあるんだということを力強く住民に説明し、そして、将来に対する夢を抱いてみんなで頑張っていきましょうという形をですね、メッセージとして私は出してほしいという思いがありますが、そのことについても更にお伺いをしておきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

基本的方針を示すようにということでございますが、そりゃあ、産業とか、観光とかですね、今後ともやりたいと思っております。

ただ、産業につきましても、今、漁協の方が漁連を通じて売ってるということで、漁連の場合は高値を保障はしませんが、安値の保障はしますというやり方のようでございます。大阪の県人会で行きましたところ、きれいな『大サキ』が並んでおりました。値段を聞くと、「一匹・八百五十円」と、「あら、安いな」、「何で安いんですか？」、「高値を保障はしてませんけど、八百五十円よりも下がることはない」ということのようでございますが・・・。

今、こちらの方では、ハウステンボス、それから今度、オランダ村の方でですね、キャスジャパン、社長が「小林さん」という方がおられまして、小値賀の魚と野菜をですね、是非ほしいということで話があっております。そいで、漁協の方とも今後ですね、組合長さん、理事さん、いろいろ話し合いながら、そういう方向もですね、考えてもいいんじゃないかと。そいで、そのまま船でハウステンボス、それからオランダ村に持って来たら、一隻分全部はきますと。それは多分、キャスジャパンの方は千人ほどの調理師学校が十七年四月から開校ということで、レストラン、それから結婚式場も出来るというふうにお伺いいたしております。

そういうことで、漁協、農協とよく相談しながら、是非やりたいと、そういうふうに考えております。

それから、漁協の冷凍庫がもう大分古くなったというふうにも伺っておりますが、私たちの場合は、低温化工場で確保して急速冷凍にして、そしてストックしてですね、東京・大阪方面に是非送りたい。東京・大阪方面では、生の一本のまんまのですね、魚は要らない。加工して、あとはちょっと料理したら食べれるような方向が一番いいんだということで、東京の方にも行ったときに、東京の山手線の二十七ヶ所だったと思うんですが、チェーン店を持っております『スーパー大関』の

社長とお会いしたわけですが、そのときでも、「小値賀の魚を食べてみたい」と、わざわざ来ていただいたわけですが、「この魚だったら、いくらでも買っていいですよ」というふうにおっしゃっていただいたわけですが、特に四月・五月の『ゴベ』なんかがですね、安くで売られてるということで、「加工して刺身・鍋に出来るようにしてもらったら高くで買いますよ」というふうに、まあ言ってはもらってるんですが、なかなかまだ・・・。やっと、漁協の方も落ち着いたようでございますので、この面につきましてはよく理事会の方とですね、話し合いながらやりたいと思っております。

それから、公共事業はもうなくなりますよと。これ、もう勿論当然のことでございまして、基金を創設しながら、皆様にお願いしながら一生懸命ですね、やりたいと考えております。

それから、今、高齢者が大変年金が目減りしている状態の中で、大変厳しい状況下にあります。高齢者用の、車椅子でも入れるようなバリアフリィの町営住宅の建設とか、やはりグループホームなんかも是非早急にしながら、老人が小値賀ででですね、生まれて育って良かったと言われるような、福祉行政もしなければならないと考えております。

それから、今、観光では、前にも組合長さんにも言ったんですが、アクアラングで泳がしてほしい。そいで、アクアラングで泳がしてもらえれば、チャーターをですね、船を十隻なら十隻、指定してもらって、そいで、もう区域も決めてもらえれば、大体素人の方は沖縄方面に行きますが、プロの方は小値賀の海が素晴らしいというふうに言ってもらっております。そいで、観光の方面もですね、今、野崎の自然学塾村もできておりますが、それじゃなくて、本当に家族でですね、家族五人か四人かわかりませんが、ログハウスで何もゴミも出さない、電線も電柱も立てないということで、環境にマッチしたログハウスを建ててもらえないか。そいで、これもオーナー制も考えてみたいと考えております。一口、二百万なら二百万で、五人集まったら一棟を建てるというようなですね、いろいろとまだまだ皆様と相談しながら考えればですね、いくらでもまだすることがたくさんあります。

一つひとつですね、よく話し合いながら、一生懸命皆様と話し合って町民に理解を得られながら、一つひとつを計画を立ててですね、やりたいということで、ご理解いただければと思っております。

地域通貨、これも大変一島一町の、こういう小さいところでですね、いいことだと私は考えております。

そういうことで、いろいろと検討しながら、前向きにですね、いろいろやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　今の町長の答弁を聞いておればですね、私が言いましたように、直接的な振興策にほんとに積極的に取り組むんだという姿勢が見えるわけです。で、それを言葉にしてですね、そして具体的なことだけではなくて、それを『柱』みたいにしてですね、そして住民に知らせる努力は必要だというふうに思います。

何でこういうことを言うかというとですね。住民投票がございまして、非常に私は僅差であったと思っております。

ということは、小値賀町の半分がですね、独立をして小値賀町単独でやっていくのに非常に不安を持ってるということだと、私は思います。で、その不安をですね、やっぱり、「あ～、こういう方向で行くのか」と、「自分たちの考えていたところから見ると、これは面白いかも知れない」というふうに思ってもらえるようなですね、町長の基本指針というものを、私は今示すという意義があると思ってるんです。何もかも駄目だ駄目だと思う人に、「いや、今までと違うやり方をするんだ」と、「その可能性はこういうことであるんだ」と、いうことをですね、示して、そうすれば、半分の方々がですね、「何があんた独立でやっていけるか」って今思ってると思うんです。今でも・・・。「だけど、これは可能性あるかも知れない」と思ってもらって、一緒になってそれを努力をするということに繋げていかなければいけないと私は思うので、そういう点では住民に対して、『こういう方向で町長は考えている』ということをお示しになれば、私はみんなの協力を得られるのではないかと・・・。得られるように、そういうことの働きかけも必要だというふうに思うんです。

直接的に所得を増やす方法を考えるんだ、例えばこんなことを考えてるというふうに示せばですね、私たち一人ひとりの懐を増やすんだということに対して、「そんなことはするな」と誰も言わないと思います。

そういう方向として我々はやっていくんですよというようなことを示す、今だから示す必要があるのではないかということを思っているので、この質問をしてるものでございます。

それから、平成十三年に、議会の『岐路に立つ小値賀を考える特別委員会』において中間報告を出しましたが、それの、六十二頁に「自主自立に向けた積極的な取組みとは」ということで、第五章として、そのことについて触れております。

そこには、具体的な姿勢としてですね、方向性を示しております。

一、　自主財源を増やす努力について。

二、　既成の産業育成に必要な新しい産業形態の育成について。

三、　具体的な振興策を企画し、実行していくための組織作りの提案について。
四、　具体策作りの姿勢について。
ということで書いてあります。
私は今でも、この報告書はかなり優れてると思っておりますが、この中に、自主財源を増やすためには、例えば、役場自体が財源を確保する方法の可能性を探るとか、新規起業家の育成と効果的支援策を考えるとか、赤字補填の施設の有効利用と民営化の検討をするとか、ＩＴを最大限に利用した産業形態の研究と施策をするとか、産品の開発と販売方法の研究をするとか、第一次産業従事者の所得向上のための仕掛け作りをするとかっていうことで、アバウトでありますが、いくつかの方向を示しております。
こうした形の、これよりもっと解かり易く書くべきだと思いますが、こうした形のですね、住民に対しての町長が考える方向性は「こうですよ」と、「皆さんも期待して一緒にやりましょう」と、いうようなメッセージを是非、町長が当選してすぐのときが、こういう形がいいのでしょうが、住民投票等でですね、合併の問題がこう大きく揺れておりましたので、その点にはなかなか出来なかったということがあろうかと思います。
住民投票が終わって、そして方向が過半数で決まった時点において、「こういう方向で行きます」ということを示すには絶好のチャンスだと私思いますので、そのことの検討を是非お願いしたいと思います。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　どうもありがとうございます。
私も、住民投票がやっと終わり、議会終了後ですね、いろいろと町民の皆様に私の考え、いろいろですね、明確に書いたですね、文書をお送りしながらですね、また皆様にも説明していただくようにですね、ご協力をお願いしたいと思います。
議長（近藤一輝）　これで一般質問を終わります。
日程第五、決議案第二号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票結果に関する決議案を議題とします。
本案についての朗読を求めます。
横　山　議　員

九番（横山弘蔵）　小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票結果に関する決議案。

小値賀町議会は、先般、行われた住民投票の結果を、住民の意思表示として重く受け止め、住民投票条例第三条第二項の規定により、この結果を尊重し、今後は、なお一層地域住民と行政が一体となって個性豊かな魅力ある町づくりへ邁進すべく総力を傾注し、小値賀町は合併せずに自律の道を進むことを、ここに決議する。

平成十六年九月二十一日、小値賀町議会。

議長（近藤一輝）　これで決議案の朗読を終わります。

これから本案を採決します。

本案は、起立によって採決します。

本決議案に賛同の方は、起立願います。

（賛同者起立）

議長（近藤一輝）　起立多数です。

したがって、決議案第二号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票結果に関する決議案は、可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前　十一時　五十一分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後　一時　二十九分―

日程第六、報告第六号、平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社の決算報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　報告第六号、平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社の決算報告についてご説明いたします。

普通地方公共団体が出資している法人の経営状況につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、議会に提出することになっておりますので、平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社決算報告書を提出し、ここに報告い

たします。

議長（近藤一輝）　これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社の決算報告についてを採決します。

おはかりします。

長崎県町村土地開発公社の決算報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、報告第六号、平成十五事業年度長崎県町村土地開発公社の決算報告については、承認されました。

日程第七、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

農林課長（松本充司）　報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営の状況の報告に関する件について、ご説明いたします。

農林課長

財団法人小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、指導員及び研修生で、農業の振興のための育苗や

実証展示・新規就農者の育成等を目的として活動をいたしております。
その内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。
公社の資本金は、二千五百万円で、その内八〇％の二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出して、ご報告といたします。

議長（近藤一輝）　これで報告の説明を終わります。
ただいまの報告に質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
三頁の、『貸借対照表』のところでございますけども、資産の部です。固定資産のところで、無形固定資産のところが「ゼロ」でありますが、これは電話加入権等は有していないんですかね。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　はい、電話の加入権は持っておりません。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　担い手公社はですね、しっかり活動をして小値賀町の農業のですね、発展に寄与していると思うんですけども、構成のメンバーで『山内栄八さん』が一人、営農指導員をやっておりますけども、一期生・二期生・三期生、そして四期生とですね、入れ替わっておりますけども、山内栄八さんがですね、一人で自主的に指導していると思いますけども、私が思うに、内容をですね、しっかりとしたものにするには、助手的な人が要るんじゃないなと時々思うんですけども、その辺の、今後のですね、取り組みについて、もし考えがあればお聞かせ下さい。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　お答えいたします。
山内栄八さんが一人でバタバタしているのは十分に解かっております。
今、卒業したですね、一人立ちした『塾生』と言いますか、人たちとも一緒にですね、今後とも協力しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を採決します。
おはかりします。
財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件は、承認されました。

日程第八、報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。
報告についての説明を求めます。
水産商工課長
水産商工課長（筒井英敏）　報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について、ご説明いたします。
小値賀交通株式会社は、平成八年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社より事業を受け継ぎ、同年十月一日から廃止路線代替バスとして運行を開始し、今日まで無事故で運行を継続してきております。
資本金は、二千万円で、その内八五％の、千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し、ご報告いたします。
議長（近藤一輝）　これで報告の説明を終わります。
ただいまの報告に質疑はありませんか。
浦　議員

四番（浦　英明）　表紙の次をめくったときに、『小値賀交通株式会社の経営状況に関する説明書』というのがありますけども、これの下から四番目に文言を書いております。

「尚、平成十六年度株主総会においてこの厳しい状況の中、収入増に繋がる新しい事業が行えるようその準備として、定款の一部を改正いたしました。」と、こういうふうに載っておりますけど、どのような改正をしたのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。

今年の株主総会で、収入の増加に繋がるということが議題に上がりまして、それで今までの定款でいきますと、一般貨物旅客自動車運送業の、この一点でございまして、もろもろ株主総会でお話し合いをいただきまして、とにかく収入増加を図らなければならないという観点から、自動車リース業・自動車等レンタル業、老人・身障者の通院介助介護等に関する業務、それと、冠婚葬祭の請負、運営等を、四項目ですけども、定款の方に追加させていただきました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　県の補助金が例年より約半額になって、町の補助金という額が約四百万から六百万になったっていうこと、二百万増加しているわけでありますが…。

厳しい財政の折からですね、こういう状況っていうのは大変我々としても非常に憂慮した形でこれを見てるわけでありますが、かと言って、今のバスを廃止するわけにはいかないということになっていきますと、やはりここでもですね、先ほど答弁されましたが、如何にたくさんのお客さんを乗せるか、或いは経営的にいろんな可能性があるなら、そういうふうに可能性を広げて行って、赤字分の補填の町からの持ち出しを如何に少なくするか、大いに頑張っていただきたいところでありますが…。

十六頁のですね、『運送収入状況』のところで、広告料で六千円と上がっている所、三千円と上がっている所がございます。毎度、広告等も何とか載せたらどうかという、我々の議会では指摘をしてきたところでありますが、少しででもこういう形で出てきたというところで、その努力は評価しますが、三千円・六千円とは如何とも少なすぎるなあと、どれぐらいの努力をしているのか、ここで再度伺いたいというふうに思います。

更にもう一点。昨日、テレビを見ておりましたら、昨日が『バスの日』だそうですね。それで、長崎県営バスもご多分に

漏れずですね、乗客数が減ってきてるそうで、それの、乗客を増やすための『キャンペーン』をするということで、長崎駅の前あたりでチューリップの種を配りながらですね、「バスに乗って下さい」ということをアピールしているシーンがございました。また、交通局の職員達が分散をしまして各停留所をですね、掃除してまわる。まあ、ああいう形がテレビに載るということがまた狙いなんでしょうが、そういう少しでもお客さんに乗っていただきたい、お客さんの拡大を図りたいということで、県の方の県営バスについてもそういうことの努力をしているということを考えますとですね、この三セクの小値賀交通についても、そのような活動、アピールをする活動というのも、一方で必要ではないのかな。そのことについてはどのようなやり方をしているのか。或いは今後、そういうことも小値賀交通の方に促してですね、そして、そういうことをやっていくつもりはないのか。そういうものを指導するつもりはないのか。その辺のところ、お伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

役員会でいろいろとですね、「どうしたら利益が上がるか」ということで、当然、観光協会いろいろで、バスにですね、広告等を載せようということで、去年からいろいろ話していたわけでございますが、なかなか現場の方が動かなかったもんですから、今回からそういうのをですね、やりながら、そしてリース料も夏場の関係でですね、レンタルリースもやってほしいということで、一応定款を改正したということで。

それと、今年の十二月ぐらいまでに、もう小値賀交通株式会社の方から民間委託ということで、そういう話も今いたしておりますが、まだ専務であります福崎モータースさんからですね、「もう少し考えさせてほしい」ということで…。

まあ今年の十二月ぐらいまでには大体結論が出て、十七年度から三カ年をですね、今の補助金をやる、それで四年後からは「もう民間委託ですよ」ということで、今お願いしているところでございます。

それと一緒に、その条件で小値賀町の役場の公用車をですね、リースでどうか出来ないかとか、いろいろ問題が今出ておりますので、十二月ぐらいまでのうちには、はっきりしたですね、返事が出来るものと思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

四番（浦　英明）　三頁のですね、『貸借対照表』の中で、現金預金百六十九万九千八十三円。その内訳として、預金が四

浦　議員

万二千六百七十円。同じく預金が百六十五万六千四百十三円となっておりますけど、これは上の預金の方が『現金』ではないだろうかというふうに私はそういうふうに考慮しております。それで、もしも私の言うことに間違いなければ、これ科目の訂正でいいかと思いますけども…。

それとですね、五頁の『損益計算書』、この補助金。先ほど言われておりました補助金ですね、八百二十一万七千円。この分ですけれども、これがですね、九頁の『財産目録』、ここに「未収金」というふうに書いておりますけど、未収金の中で、補助金。括弧して四百二十一万七千円というふうに載っております。先ほど言いました、八百二十一万七千円の残り、四百十二万七千円。四百万を一応年度内に補助金として支払われて、あと未収金として四百二十一万七千円を「未収金」だというふうに理解しておりますけども…。

この補助金についてですけども、例えば、県の補助金が三月三十一日を越えて遅くなったとか、或いは出納閉鎖ですかね、そういったものにより年度を越して三月三十一日以降に支払われたものであるかどうか。そういったところについてお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　三頁ですけども、上の方が「現金」でございます。失礼いたしました。

それから、『財産目録』の未収金で四百二十一万七千円で上がっておりますけども、これは十二月に一応概算で町の分を出しましたけども、県の補助が四月以降にずれ込んでおるために、出納閉鎖前に県の補助金の入金を待って支出をさせていただきました。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

小値賀交通株式会社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件は、承認されました。

日程第九、議案第四十九号、小値賀町立小中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　教育次長

教育次長（西　浩三）　議案第四十九号、小値賀町立小中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案の提案の理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする、従来の開放に関する条例(平成十二年条例第五号)は、平成十二年の地方自治法の改正を受け、使用料や利用料等を規則から条例事項に格上げした時に、新たに作られたものでございまして、その前は、小値賀町立小中学校の施設の開放に関する規則(昭和五十一年規則第二号)により、学校の開放が実施されていましたが、五十一年当時はスポーツ開放に限定され、また、開放施設も校庭、体育館、へき地集会室に限られておりました。

近年、学校施設の整備も進み、また、住民のニーズの変化にも対応できるよう、利用目的、利用できる施設及び利用時間等を拡大し、町民の皆様に広く利用していただくため、教育委員会の協議を経て、本条例案をご提案しましたので、教育委員会事務局で説明をさせていただきます。

それでは、改正条文の現行と改正案の対照表を附則の後ろの頁に添付しておりますので、それを使用して内容をご説明いたしますので、ご覧下さい。

第一条の改正は、目的として、社会体育だけではなく、社会教育の普及のためにも開放できるように改めるのが第一点と、学校教育に支障のない範囲でという条件のもとに、町民に広く開放するための改正でございます。

第三条は、管理人について、現状に合わせ、必要であれば置くことができることに緩和しようとするものでございます。

第四条は、開放の種類をスポーツ・レクリェーションに限らず、社会教育、また文化活動等にも利用できるようにするものでございます。

第五条は、開放の日時の規定ですが、後ろの「別表第一」をご覧下さい。

現行規定は、開放の種類・施設・開放する日・開放する時間を細かに規定しておりますが、今回制限を撤廃し、学校教育に支障がない範囲で、時間を午前五時から午後十時までに開放するものでございます。

隣の別表第二の改正は、第七条の利用料の規定に関するものでございますが、改正の主なものは、小学校の体育館と中学校の体育館は規模もほとんど同じなので、同額に改正するものでございます。その他のへき地集会室とございますは、斑小、大島分校の体育館のことでございます。

元の頁に戻っていただきます。

第六条は、利用許可条件の規定で、十人以上かつ監督者が含まれるというのが現行条例でありますが、利用し易いように五人以上の団体で、使用責任者を含めてという規定に条件を緩和するものでございます。

第七条は、先に説明しましたので、次は第十一条の改正ですが、第四条と関連する文言の訂正でございます。

附則として、この改正条例の施行日は公布の日からとし、ただし、第七条の改正使用料は、来年度からとしております。

以上で提案の理由、内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　第三条第一項の改正でございますけれども、「開放学校に管理人を置く。」と、今まであったわけですけれども、「置くことができる。」というふうに緩和したということでございますけれども、この二項の関係ですね、本文

松永議員

のですね。そうした場合に、利用者の危険防止、施設、設備の管理のためとして、時間がですね、五時から十時までということでございますけれども、この「置くことができる」ちゅうのは、置くけれども、置かない場合もあるということですか。

その点をお尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　そのとおりでございまして、開放の種類によってはですね、皆さんの利用にお任せするというような形になる場合がございますので、従来は「置く」ということで、「必ず置く」に近いような書き方をしておりましたが、現状では必要ない場合がかなりございますので、必要に応じて「置くことができる」というふうに改正をさせていただきたいということでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎）　部屋の利用と言うか、例えばですよ、進学塾を教室でやりたいという場合には、どこに引っ掛かりますかね。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　まだ詳細の規則の改正がいずれ必要になるかと思ってるわけですけども、「営利を目的とするための利用」というのが、第九条の『利用の禁止』の項目がございます。

その項目で、遠慮していただこうと、そういうふうに今んところ考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　現行条例ではですね、別表第二になっとるわけですけれどね。今度はですね。

これの中にはですね、「体育館及びへき地集会室」ということで現行ではあるわけです、改正前はですね。

これを「小学校体育館」、「中学校体育館」に分けて、「その他のへき地集会室」ちゅう、その意味がどうも…。

「へき地集会室」ちゅうことではできないんですか。「その他のへき地集会室」ちゅうと、たくさんへき地集会室がありますかね。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　この「その他の」ちゅうとはですね、大島分校ですね。小学校の大島分校と、それから斑小学校の、

普通に言う体育館が「へき地集会室」という名称になっております。この二つを考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教）　この際、確認をしたいと思いますが、第六条で、「小値賀町内に在住する者が五人以上の」ということです。十人を五人に下げておりますが、この小値賀町内に在住する者が一人でも入って、その他四人という場合でも、これは認められるんでしょうか。

五人とも小値賀町内に在住するということを前提としているのかどうか、確認をしたいと思います。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　後者の部分を考えておりまして、一人住民がいて他の人が四人であっても開放はしたいと、そういうふうに考えております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　もう一点、お伺いをいたします。

開放の時間を、「午前五時から午後十時まで」ということでしております。

現行は、体育館及びへき地集会室が「平日の場合が午前五時から」ということで、あとは「午前九時から」だったんですが、これを全部「午前五時から」ということにしておりますが、全部そういうふうにしようとした最大の理由をお聞かせ下さい。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　前からの規定によりますと、体育館あたりは夜使うことをまず前提に考えていた節がございますけども、私たちも何で「朝五時からか」ということで、ちょっといろいろ調べて、「午後五時」の間違いじゃないかっちゅう話までしたわけですけども、まあ朝早くから使うということを想定してのスポーツ開放でしたので、作られていたという経過があるようでございます。

そういうことで、くどいようですけども、学校に支障がない限り出来るだけ開放をしたいという考え方からですね、簡単にしようということで、こういう規定にさせていただいております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十九号、小値賀町立小中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第四十九号、小値賀町立小中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十四号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　議案第六十四号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

現行の議員報酬につきましては、平成八年九月に改定されております。

改定から八年を経過し、今回、見直しをすることになりましたので、去る九月九日に、特別職報酬等審議会に諮問いたしました。

その答申に基づき、本案のとおり、報酬額を改正し、平成十六年十月一日から施行しようとするものでございます。
改正の内容を申し上げますと、現行の議長の報酬二十八万三千円を、二万八千円引き下げて二十五万五千円に、副議長二十一万九千円を、二万一千円引き下げて十九万八千円に、常任委員長・議会運営委員長二十万四千円を、二万円引き下げて十八万四千円に、議員二十万円を、二万円引き下げて十八万円にそれぞれ改正するものでございます。
よろしくご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　この改正条例を十月一日から施行した場合ですね、報酬・期末手当・共済費、合わせて如何ほどの減額になるのか、お調べであれば、お答え願います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　二時　六分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後　二時　十一分―

総務課長（大黒泰三）　お答えします。
議員さんの報酬・期末手当で百九十五万二千円ぐらい減額になります。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　お願いでございますけれども、こういうふうな条例を改正するときはですね、あと、そういうふうな基本的な、どのくらい減額になるくらいは計算していただいておるものと思って尋ねたわけですけれども、今後、そのようにお願いいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　大変失礼しました。十二カ月・十二カ月で出してたもんで、その差額を出してなくって大変ご迷惑かけました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第六十四号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第六十四号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長（大黒泰三）　議案第六十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。
特別職の給与につきましては、平成十五年九月に改定されております。
今年も昨年に引き続き、三役給の給与の引下げのための提案がありましたので、去る九月九日に、特別職報酬等審議会に

諮問いたしまして、その答申に基づき、本案のとおり、町長、助役、収入役の給与を改正し、平成十六年十月一日から施行しようとするものでございます。

改正の内容を申し上げますと、現行の町長給料月額七十万円を、三万五千円引き下げて六十六万五千円に、助役給料月額五十八万円を、二万九千円引き下げて五十五万一千円に、収入役給料月額五十五万七千円を、二万八千円引き下げて五十二万九千円に改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治） 松永議員

この改正後のですね、収入役の給与とですね、職員最高の給与の均衡は保たれているのか、お尋ねいたします。

それと、先ほど、お聞きしたように、減額はどのくらいになるのか、お願いをいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 収入役さんと課長の給与を（比較）したら、収入役の方が下がっております。

それと、その削減によりましての金額が、三役が八十一万一千二百八十円。その内、給料が六十四万二千円、期末が十六万九千二百八十円です。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 三役の合計でいいですから。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 先ほど言いました、八十一万一千二百八十円が合計でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 期末手当も入れてですか。三役も・・・。それで八十一万一千円ぐらいですか。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　はい。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　議案第六十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

町長、助役、収入役の給与の改定に伴いまして、教育長の給与につきましても本案のとおり給料月額五十五万七千円を、二万九千円引下げ、五十二万九千円に改正し、平成十六年十月一日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約

の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第五十号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、ご説明いたします。

平成十七年一月四日に、長崎市に西彼杵郡内の六町が編入合併されることにより、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町が廃止されることになりました。

これに伴い、平成十七年一月三日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合市町村から、これらの町を減ずるものであり、その協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、構成市町村の議会の議決が必要となりましたので、ご提案申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第五十号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五十一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第五十一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、ご説明いたします。
長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。
この度、市町村の廃置分合に伴い、公社の設立団体である西彼杵郡の伊王島町、高島町、野母崎町、三和町及び外海町が平成十七年一月四日に、長崎市と合併するものでございます。
長崎市につきましては、長崎市土地開発公社として単独で設立・運営しており、当該五町が本公社を脱退することから、公社定款の変更が生じております。
つきましては、当該五町の脱退により、地方公共団体出資額の変更等がありますので、公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十四条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けることとなっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第五十一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第五十一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第五十二号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長（大黒泰三）　議案第五十二号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）の提案理由を、ご説明いたします。
この度の予算補正は、歳入では、町税の課税額の確定による補正、地方特例交付金の確定による減額補正、普通交付税の確定による増額補正、公営住宅家賃対策補助金の増額、公営住宅下水道宅内工事に係る補助事業採択による国庫支出金の補正、農林関係の災害復旧事業採択による県補助金の補正、また基金繰入金の繰り戻しによる減額補正、特別会計繰入金の増額補正、町債で、減税補てん債及び臨時財政特例債の増額補正でございます。
歳出では、人事異動による人件費の組み換えと、共済組合負担金等の率の改正による補正、小値賀空港ターミナルビル運

営補助金の計上、農林水産業費の担い手公社運営費補助の追加計上、土木費で公営住宅の下水道工事の増額補正、教育費で、地区公民館の改修工事に係る補助金の計上、十六号台風による農地・農業施設災害復旧費を計上しております。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ四千八百万円を追加し、補正後の総額を三十一億二千二百五十万円にするものでございます。

第二条「地方債の補正」は、減税補てん債の追加と、臨時財政特例債の確定による限度額の変更でございます。

それでは、補正予算事項別明細書の九頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税で二百九十二万一千円の減額。二項・固定資産税で百六十五万五千円の増額。三項・軽自動車税の二十五万八千円減額。これはいづれも課税額の確定によるものでございます。

八款、一項・地方特例交付金百十九万八千円は確定による減額。

九款、一項・地方交付税一億四千二百十二万八千円は、普通交付税の確定による増額でございます。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料で九十二万五千円の増額は、猟区使用料と町有住宅使用料二戸分でございます。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金で五百十六万九千円の増額は、特公賃住宅の家賃対策補助と、公営住宅下水道宅内工事に係る整備補助金を計上しております。

十四款・県支出金、二項・県補助金で一千三百四十二万六千円の増額は、四目・農林水産業費県補助金で、長崎県郷土食文化活用支援事業補助金を計上しておりますが、この事業は、地元農水産物を活用した郷土食文化の伝承と普及を図るとともに、新たな郷土料理等の開発研究も行ない、消費拡大を促進し、地産地消の推進を図るものございます。九目・災害復旧費県補助金は、八月の十六号台風による農地及び農業用施設災害復旧事業に係る補助金が主なものでございます。三項・委託金百四十五万三千円は、六目・土木費委託金の、県道維持管理工事委託金と、県道用地取得事務委託金が主でございます。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金一億七千七百万円の減額は、今後の財政状況を勘案し、振興基金及び減債基金へ繰り戻すものでございます。二項・特別会計繰入金五千二百三十万八千円の増額は、老人保健事業及び介護保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計からの実績により、一般会計に繰り戻すものでございます。

十九款・諸収入、四項・雑入二百三十八万六千円の減額は、公共下水道県促進交付金が主なものでございます。

二十款、一項・町債で一千四百六十九万九千円の増額は、減税補てん債及び臨時財政対策債の確定によるものでございま

す。

歳出の補正につきましては、一款、一項・議会費で十一万四千円の増額、三節・職員手当等で、扶養手当の額の変更と、四節・共済費で負担率の改正による補正でございます。

以下、総務費から人件費につきましては、人事異動に伴う人件費の組み替えの分と、職員手当等の変更、共済費の負担率の改正によるものでございます。

二款・総務費、一項・総務管理費で二千百四十九万六千円を増額、一目・一般管理費では、野崎のライブカメラの修繕料と光ケーブルの移設費を計上しております。四目・財産管理費で、小値賀港ターミナルビルの清掃等の管理業務を委託するものでございます。七目・空港費で、小値賀空港ターミナルビル運営補助金四百五十万円を計上しております。十目・ふるさと創生事業費で、塩製造に係る製塩従事者の二人分の賃金三カ月分と、電気の配線、光熱水費、食品衛生協会の製塩許可手数料を計上しております。

また、当町の農水産物を活用した郷土食文化を通して、世代間交流と郷土色の文化の伝承と普及を実施するとともに、新たな郷土料理等の開発研究も行ない、地元農水産物の消費拡大を促進し、地域の活性化を図るため、郷土食文化活用支援事業補助金を計上しておりますが、県の補助事業として採択されております。事業の内容といたしましては、食生活改善推進員、農業・漁業・商工の女性部から構成されたメンバーにより、郷土料理講習会、創作料理コンテスト、特産品の開発研究、郷土料理の家庭への普及等を目的として活動を行なうものでございます。十二目・住民投票費は、精算による減額をしております。二項・徴税費で七十万円の減額。三項・戸籍住民基本台帳費五万五千円の増額。五項・統計調査費十二万一千円の増額でございます。

三款・民生費、一項・社会福祉費で四千円の増額、一目・社会福祉総務費で、地域福祉センターと高齢者生活福祉センターの下水道布設に伴う浄化槽汚泥引き抜き手数料が主なものでございます。二項・児童福祉費で八十七万二千円の増額は、一目・児童福祉総務費で、二名の出生祝金を計上しております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費三十一万一千円の減額、三目・環境衛生費で、公衆便所清掃委託料を減額しておりますが、これは総務費の小値賀港ターミナルビル管理業務委託との組み替えでもございます。二項・清掃費で四十一万六千円を増額しております。

五款・農林水産業費、一項・農業費で百九十一万六千円の減額ですが、二目・農業総務費で、委託職員が辞めたため、賃金との組み替えを行なっております。三目・農業振興費で、小値賀町担い手公社運営費補助の追加計上でございます。二項・林業費で三十七万五千円の減額は、松くい虫防除事業の精算を行なっております。三項・水産業費百十二万四千円の増額、三目・水産施設費で、賃金と委託料の組み替えを行っております。四目・漁港管理費で、三ヶ所の港内補修費、長崎県漁港協会会費の追加計上をしております。

六款、一項・商工費百六十五万六千円は、二目・商工業振興費で、商工会運営費補助金の追加計上、三目・観光費で、小値賀港ターミナルビルの新築による観光案内板の移設費の計上と、商標登録に係る手数料を計上しております。

七款・土木費、一項・土木管理費で一千百五十七万七千円の減額は、職員一名の削減と、下水道事業特別会計繰出金を減額しております。二項・道路橋梁費四十七万八千円の増額は、県道拡幅に伴う井戸移転用地費と、県道地元負担金でございます。三項・住宅費六百二十万一千円の増額は、丘町住宅と水の下住宅の下水道切り替えに係る経費と、上の坂住宅浄化槽の汚泥引き抜きと清掃手数料を計上しております。

九款・教育費、七項・社会教育費一千百六十三万三千円増額は、職員一名増員の人件費と、前方後目地区公民館の改修と、黒島地区公民館の屋根替えに係る工事の補助金でございます。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費一千八百六十九万四千円は、台風十六号により被災した農地十二ヶ所と、農業用施設三ヶ所の復旧を図る経費を計上しております。

十一款、一項・公債費は、減債基金の繰り戻しによる財源の組み替えでございます。

十三款、一項・予備費一万五千円を増額し、予備費総額を六百五十九万六千円といたしました。

以上で、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町　　税　　松永議員

六番（松永勇治）　町税について二点ほどお尋ねいたします。

まず一点は、一項・町民税、一・個人のですね、所得の種類別、例えば、給与所得・農業所得・漁業所得、まあ他にありますけれども、それが課税状況がもう出来上がっていると思いますので、税務課長にそれが分かっていれば、お願いいたします。

それと、二項のですね、固定資産税でございますけど、資産の増とか変動がないのに、納税通知書が今年から初めて来たという声があっておりますので、これは確認ですけれども、そうであればですね、評価替えによるものか、免税点の引下げによるものか、その他の何か根拠があれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝）　税務課長

税務課長（西村久之）　お答えいたします。

住民税の『課税状況等の調査』が終わっておりますので、その内訳としまして、十五年度と十六年度の数字を申し上げたいと思います。

十五年度と十六年度、給与所得者がですね、平成十五年度の決算で四千八百三十一万一千円。十六年度の見込みで四千十万九千円。営業等の所得者、平成十五年度六百八十一万八千円。十六年度見込みで三百九十一万二千円。農業所得者、十五年度決算で八万三千円。十六年度見込みで十二万三千円。その他、これは漁業者とか不在家主まで含みましてですね、十五年度決算で百四十一万三千円。十六年度決算見込みで百四十五万三千円。合計の、十五年度決算で五千六百六十二万五千円。十六年度見込みで四千五百五十九万七千円でございます。

それから、固定資産税の昨年度まで課税されてなくて、今年度新たに課税するようになったという問い合わせがありまして、それはですね、申告の時期に、『償却資産』という経費を落としますけども、その償却資産でですね、新たに免税点をオーバーした方にですね、新しく固定資産税が行ったという問い合わせがあっておりますので、そのことだと思います。

よろしいでしょうか。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第八款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・地方交付税

六番（松永勇治）　地方交付税をですね、今回、一億四千二百十二万八千円補正し、本年度普通交付税配分決定額のですね、十七億五千二百十二万八千円全額計上されているようです。

今後のですね、需要を見込んでのことと思いますが、平成十六年度もまだ半ばです。大丈夫なのでしょうか。

特別交付税はですね、地方財政計画上での今のあれでは、全体で六・五％減になるということ、そういうふうなことまでも考慮しますとですね、合併関係措置の対象団体が増えることによる影響もまた出てくると思います。特別交付税はですね。

ですから、今後の財政運営にですね、支障をきたすようなことはないか。交付税を今満額この時期にですね、上げてですね。その辺のとこ、どういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　普通交付税につきましては、七月の算定会議で確定いたしましたので、全額計上しております。

それで、特別交付税につきましては、まだ全然計上はしておりません。

それで、後の財政運営等を考えまして、これで余剰金が出た分を基金に繰り戻しております。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　そもそもですね、交付税が確定したから全部これを上げてですね、基金を今の時期にまた後に戻してですよ、まあ全額じゃないですけど。これはまだ繰入金までいっていないので私は申し上げませんでしたけども・・・。

そして、減債基金、繰入金合わせて一億七千七百万円、そういうな交付税を全部上げてですね、基金をまた戻して、また今次、需要があるときにはまた基金を取り崩してまた繰入金で上げるというようなことじゃなくてですね、まあ少し時期を見て交付税を満額今の時期にですね、年度途中にですね、中途ですよ、まだね、後六カ月ありますね、三月までは・・・。

それで、基金を戻すのはいつでも出来るわけですね。ですから、交付税をこういうふうにして初からすると、今後の需要を見込んだときに、どういうふうな需要が出てくるか判らないわけです。

ですから、それは執行部のすることですから、いろいろと申しませんけども、こういうな予算の編成の仕方で大丈夫なの

かということをお尋ねしとるわけです。「特別交付税が幾らになりますか。」ということは聞いておりません。
特別交付税も幾らになるか判りませんけれども、恐らく合併町村への配分とか、いろいろなのが出てきますので、これも今までどおりよりも増えることはないと、私は予想しとるわけですけども、交付税がきてでも一億ですね、特別交付税も大体ですね。
そうした場合に、交付税を今の時期に満額みんなここに予算化して、充てている減債基金、振興基金をですね、そして戻すということは後からでも出来ることですから、ある程度の交付税は保有をしとった方がいいんじゃないかということを私は申し上げとるわけです。
以上です。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　二時　四十八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後　二時　五十五分―

総務課長（大黒泰三）　普通交付税ですけど、今回、確定いたしましたので、満額計上しております。
それで、余剰金については、基金に繰り戻しておりますけど、今後、財政上必要となるときは基金からの取り崩しで対処したいと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十二款・使用料及び手数料

六番（松永勇治）　この予算とは直接関係ありませんけれども…。
新しいターミナルビルが出来て、その使用料はですね、『町有財産の使用料徴収条例』に基づいて算定されていると思うんですけれども、これを算定したですね、土地建物広告料の使用料が決められておれば、ここでは出ておりませんけれども、作業中でしょうか、それとも九月一日からターミナルは使用されとるわけですけど、その点、お伺いいたします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　後　　二　時　五十六分　―

―　再　開　　午　後　　二　時　五十七分　―

議長（近藤一輝）　再開します。

六番（松永勇治）　この予算と関係のない質問ということでございますので、取り下げます。質問を・・・。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十四款・県支出金

六番（松永勇治）　四目の、農林水産業費県補助金の中のですね、『新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業費補助金』三十七万円減額ということでありますが、私がみつけきらんのかどうか知りませんけども、予算書にですね、この項目の補助金名がないんですよ。どれから三十七万引くのか、教えて下さい。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。

失礼しました。

当初予算におきましては、『就農サポートシステム総合整備事業』というな事業で、これ昨年も同じ事業で当初予算に計上しておりましたけども、今回内示を受けまして、『新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業』というふうに名称が変わっております。

この事業は、担い手公社の、担い手の研修生の支援、そういったものに充てる補助金であります。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之）　同じく四目で、農業費補助金の中で、先ほど、総務課長の方からご説明ありましたけども、『郷土食文化』の、これは大変地域活性化になると私は思っておりますけども、この県の補助金がですね、これは単年度分か、それとも何年後か継続できる補助金か、ご説明お願いします。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。

この事業は、県の農政課管轄の事業でありまして、単年・単年度で三カ年間いくというふうに伺っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二十款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・農林水産業費

十番（立石隆教）　立石議員

三目の、水産施設費の中で、ただ今説明で、七節・賃金と十三節の委託料、これ組み替えだということでありますが、それの内容をもう少し具体的に説明して下さい。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。

水産施設費の中の委託料、これが『あわび館』の館長の委託料を予算化いたしておりましたけども、今年の二月でしたか、病休にかかられまして、五月ぐらいに復帰はできるんじゃないかということで、そのまま待ってたんですけども、また再度入院なされたということで、それで、五月の中旬でしたか、本人とお会いいたしまして、お盆過ぎにはどうにか復帰できるんじゃないかというお話し合いもしたんですけども、その後また入院されたということで、どうも復帰が難しいということもありまして、もう今年の復帰はあり得ないということで、委託を減額いたしまして、臨時雇いで本年いっぱいは対処させていただきたいということで、組み替えをさせていただきました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・商　工　費

六番（松永勇治）　松永議員

二目・商工業振興費のですね、十九節・負担金、補助及び交付金で、商工会運営補助が八十万円今回補正されましてですね、補助金総額が三百六十万になります。

で、過去ですね、十四年度が二百九十九万二千五百円、平成十五年度が二百八十三万五千円と比較しますとですね、大幅な増額でございますので…。

前年度と比較しますと、七十六万五千円増額しておりますが、増額の特別な事由があるのか、教えて下さい。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。

現在の商工会の職員と申しますのは、今年の四月から商工会の一元化によって長崎県職員会の職員となっておりまして、そこからの派遣という形で商工会の職員はなっております。

その中で、六月に一名の記帳専任職員が退職されまして、その後、補充があるということになっておりましたけども、連合会の方の、今年度いっぱい記帳専任職員の補充がなされないということで、商工会の会長代行共々、町の方に見えられまして、記帳代行やら、それから労災、それから商品券・シール券等々、それからパソコン教室関係もですけども、そこら辺

が現在の二名プラス、それから臨時の職員がおりますけども、三人体制ではまわらないということで、その記帳代行の雇いを町の方にお願いできないかということで、今回、その八十万円の運営費ということで、計上させていただきました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　いくら必要でいくら補助してるんですか。

松　永　議　員

そした場合、商工会のですね、職員が派遣されないからっちゅうことで、町がですよ、それをみると。大変、これ商工会の振興についてはやらなければならないんですけどもね。その内容がですね、今までおった人が辞めて、それに対する補充がないと。というのは、要らないから補充がないのか。それとも要るけれども、補充されないから、その分を町が人件費を補助して運営していくということになると、今後もずっと続くわけですか。

いくら今年必要があって八十万円やる。そして今後どういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

松永議員さんもご存知のとおり、不祥事が起きましてまだ解決が完全にしてないという、私たちの場合は解決が済んでると思ってるんですが、県の方が解決がまだ出来てないというような見解がありまして、連合会の方にですね、再調査をするようにということで言われております。

そういうことで、今、農業方面の青色申告が大体十名ちょっとですね。それから漁業者、これも四十名ほどおるそうですが、そういう人たちが支障をきたすということで、これはもう商工会ばかりでなくて、農業・漁業にですね、生産者の方に大変迷惑を掛けると。それで、一応こっちの方もですね、連合会の方に増員のお願いをしたわけですが、何せ県からの補助団体ということで、県の方がですね、まだはっきり判らない段階で増員は今のところ出来ないということで、一応今年だけのですね、感じで二分の一の補助をですね、しようというふうに一応いたしております。

以上です。

議長（近藤一輝）　松　永　議　員

六番（松永勇治）　税務指導についてはですね、税務の徴税費の中でですね、九十二万ですか、これは前からずっとそのために助成しとるわけですけど。そのためであればですね、青色が農業とか漁業者もあれで非常に困るから、ひとつ税務指導

については商工会も忙しいからっちゅうことで、そのあれを出してですね、やっておられることはもうこれ十分解かっております。この前も出ましたしですね。

ですから、職員が一人不祥事があって、あれしたからっちゅうことで、そりゃあ商工会も困るでしょうけれども、そこんとこですね。これについてですね、臨時雇いかなんかの分をですね、これにプラスするのであればいいんですけども・・・。

運営は運営でしょうけれどもね。そこんとこがちょっとはっきりと見えなかったもんですから、お尋ねしたわけでございます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　税務のですね、指導の分ということではなくてですね、勿論そういうこともあったんですが、日常の業務がちょっと大変だということで、私たちも十分解かっておりますので、そういうことで、補助金ということで上げさせていただいたわけでございますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・土　木　費

十番（立石隆教）　立　石　議　員

二目、十七節でございますけども、この代替地については、先ほど、井戸に関することだということで、お墓の井戸の所だろうと思うんですが、場所的にはいろいろ問題があるとすれば、何メートル範囲に移動するんだっていうことを示していただけませんか。それとも、極端に移動するんでしょうか。それをちょっとお伺いをしたいと思います。

話せる範囲で結構です。

議長（近藤一輝）　建　設　課　長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

現在、道路改良工事をやってるわけでございますけど、移設場所がですね、ゴミステーションが現在ございますけど、そのゴミステーションの西側手を計画しております。

距離にしまして十メートル未満ではないかと思います。

議長（近藤一輝）　立　石　議　員

十番（立石隆教）　ちゃんと水は出るんでしょうね。かなり、あれは、みんなあそこで汲んでるもんですから・・・。
　出なくなったっていうのは困るんで・・・。その辺大丈夫ですか。
議長（近藤一輝）　建設課長
建設課長（中村敏章）　ボーリング調査等はいたしてはいないわけなんですけど、まあ、あそこの地層から見まして七メートル程度掘削するようになるんですけど、水が出ないことはまずあり得ないだろうと思っております。
　そのためにですね、まず井戸を潰す前にですね、一応井戸を掘削しまして、それで水量を確認した後に現在の井戸をですね、潰そうかなと考えております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第九款・教　育　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十款・災害復旧費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十一款・公　債　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十三款・予　備　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
六番（松永勇治）　松永議員
　十六頁のですね、税務総務費、十三節・委託料、登記業務委託料がですね、百三十二万円減額されてるんですかね。ちゅうことは、その理由とですね。それから二目のですね、賦課徴収費の八節・報償費、納税組合奨励金を六十九万三千円減額されておりますけども・・・。
　少しの減額なら税に対しての奨励金ですから・・・。ですけど、六十九万三千円ちゅうのは相当これを割り出すと、何百万の基に対する三％ですかな？　税が減ったっちゅう意味での減額なのか、過大見積りであったのか。

その二点についてお伺いします。

議長（近藤一輝）　税務課長

税務課長（西村久之）　お答えいたします。

登記業務委託料につきましては、四月に担当しておりました委託職員が辞めたために、その補充をしてないということですね。これからも今のところ、補充する予定はありませんので、もし登記事務が発生した場合はですね、税務課の職員で対応したいと思っております。

それから、納税奨励金につきましてはですね、町民税と固定資産税の税の確定に伴いまして、それに対する納税奨励金の確定による減額補正でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　松永議員

これは前回の議会で出たわけですけど、『公益法人等への職員の派遣等に関する条例』の運用について伺います。

六月招集のですね、第二回定例会に、議案第三十三号、専決処分事項として提出された、公益法人等への職員の派遣等に関する条例案がですね、平成十六年四月一日から施行については、条例第四条及び第八条の規定のですね、一部に改正整備の必要が生じたものですから、八月三日招集の第二回臨時会で改正条例が四十六号として提出され、可決されております。

その間をですね、一応、監査関係のあれからして、それまでの分を一応還してもらうと。そしてこの条例が施行されてから、その返還したものをまた元に戻すというような取り扱いをするようにというような条例の制定に基づくその期間のですね、あれを監査関係とかいろいろありますので、一応返還してもらって条例の施行のときに元に戻すというような話があったと。いろいろ質問の中でですね、あったと思われますが、収入役さん、その点はいっぺん返還して新たにされておるのか、事務的な処理はなされているのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後三時二十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後三時二十三分―

松永議員

六番（松永勇治）　ただ今の質問は、取り下げたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

六番（松永勇治）　地方債のですね、利率なんですけれども、前もいっぺん指摘したことがあると思うんですが、今実際は地方債は何％で借られておりますか。　　松永議員

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　三時　二十五分―

―再開　午後　三時　二十六分―

議長（近藤一輝）　再開します。

総務課長（大黒泰三）　今の利率ですけど、一・三（％）から大体二・一（％）ぐらいの範囲で借りております。　　総務課長

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　ここでは「五％以内」ということになっておりますね。ですから、もう大体現実に近い利率に直したらいいんじゃないかと思いますが、私がおる頃からの五％ですね。

ですから、まあ、どうちゅうことはないですけども、幅がありますのでこれでいいんでしょうけれども、隣接町村のあれも聞いてみて下さい。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今後、検討します。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　反対討論なしと認めます。
次に、本案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第五十二号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を採決します。
この表決は、起立によって行います。
議案第五十二号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
議長（近藤一輝）　起立全員です。
したがって、議案第五十二号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　後　三　時　二十八分　―

―　再　開　　午　後　三　時　四十八分　―

議長（近藤一輝）　再開します。

日程第十六、議案第六十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

教育長の退場を求めます。
（教育長退場）

議長（近藤一輝）　本件について提案理由の説明を求めます。

町長（山田憲道）　議案第六十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

　巖委員が、九月末日で任期満了になりますが、適任と考えますので、再任をお願いしたいと思いますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

　これで質疑を終わります。

　これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

　したがって、討論を省略します。

　これから、議案第六十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

　おはかりします。

　小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

　したがって、議案第六十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

（教育長入場）

日程第十七、議案第六十八号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

議長（近藤一輝）　本件について提案理由の説明を求めます。

町長（山田憲道）　議案第六十八号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

吉永信義氏は、現在、小値賀土地改良区の役員として活躍されており、農業委員の経験も豊富な方で、土地などの評価にもよく精通しており、この固定資産評価審査委員会委員として適任だと思います。

同意していただきますと、吉永信義氏の任期は、平成十六年十月一日から平成十九年九月三十日までの三年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第六十八号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十八号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

―午後　三時五十三分　散会―